

長寿医療制度

75歳以上の方と65~74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度

平成21年度の保険料を **4月の年金** から
お支払いいただく方は、次のとおりです。

1 2月の年金から保険料をお支払いされた方

2 昨年4月2日から10月1日までに加入した方で次に該当する方

① 年金の受給額が
年額18万円以上の方

② 介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、
介護保険料を支払っている年金額の半分以下の方

上記に該当しない場合は、6月以降のお支払いになりますので、あらためてお知らせします。

* 1月末までに口座振替の申し出をされた方は、4月の年金からのお支払いとならず、6月以降に口座振替となります。

* 2月以降に口座振替の申し出をした方は、年金からのお支払いの中止は6月以降になります。

ご不明な場合はお住まいの市町村にご確認ください。

問い合わせ **北海道後期高齢者医療広域連合**

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ●電話 011-290-5601
●ファクシミリ 011-210-5022 ●ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

平成21年度の保険料の **計算方法** を
お知らせします。

1年間の保険料 (限度額50万円) = 均等割 43,143円 + 所得割 (平成20年の所得 - 33万円) × 9.63%

次のとおり保険料が軽減されます。(前年と所得および世帯構成が変わらない場合の例)

●均等割の軽減 — 12か月分に換算した場合の均等割額(月割減額は考慮しません。)

年金収入		平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
一人世帯	夫婦二人世帯*				
168万円以下		8.5割軽減後	6,300円	➡	7割軽減後 12,942円
上記のうち被保険者全員が、 年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後	6,300円	➡	9割軽減後 4,300円
—	192万5千円以下	5割軽減後	21,571円	➡	5割軽減後 21,571円
203万円以下	238万円以下	2割軽減後	34,514円	➡	2割軽減後 34,514円

*一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

●所得割の軽減
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 ➡ 5割軽減

●被用者保険の被扶養者だった方の軽減
均等割が9割軽減され、年間4,300円です。(所得割はかかりません。)

名寄市、島牧村、黒松内町、占冠村、美深町、中川町、初山別村、礼文町、利尻町、利尻富士町、清里町、西興部村、更別村、陸別町および鶴居村にお住まいの方は、上記の保険料より安くなります。

